

後期授業料の減免申請について(1～3年生)

このことについて、授業料減免を希望する学生は、下記の期間中に学生課学生係で申し込んでください。なお、期限を過ぎての申込みはできませんので注意してください。

記

書類受取期限 **令和3年 9月28日(火)**

書類提出期限 **令和3年10月 1日(金) 17時** ※書類受取後の必要書類提出期限

対象者 次のいずれかに該当する者

- ① 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、授業料の各期の納期期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない3年生以下の者であり、かつ学業優秀と認められる者
- ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算申請ができない者で、かつ学業優秀と認められる者
- ④ 学資負担者が、新型コロナウイルス感染症の影響で、国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給している者、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっている者

その他

- ・1～3年生は高等学校等就学支援金制度による支援を基本としますが、上記のような理由による場合は、国立高等専門学校機構における授業料免除制度の基準で計算し、免除額が高等学校等就学支援金制度による支援額又は新制度による授業料減免額を上回っている場合は、その差額を免除します。
- ・書類提出者からは、結果が確定するまで授業料の引落を行いません。